

議案第144号

大阪市特別会計条例の一部を改正する条例案

大阪市特別会計条例（昭和39年大阪市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の大阪市特別会計条例第4号に規定する大阪市有料道路事業会計の平成26年度予算に係る歳入及び歳出については、なお従前の例による。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

有料道路事業会計を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市特別会計条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置し、その目的は、当該各号に定めるところによる。

(1) - (3) 省 略

(4) 大阪市有料道路事業会計 有料道路事業

(5) - (18) 省 略

(4) (17)